

令和2年1月22日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 佐藤 百合子

第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と
進捗管理について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第8期）は、下記の事項について、別紙
のとおり提言いたします。

記

- 1 事業評価についての基本的な考え方
- 2 審議の経過
- 3 平成30年度実績に対する評価及び報告書について
 - (1) 第5次男女共同参画行動計画について
 - (2) 推進状況調査報告書について
 - (3) 今後の事業評価について
- 4 （仮称）男女平等推進センターのあり方について
- 5 その他審議について
- 6 終わりに

1 事業評価についての基本的な考え方

小金井市は男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について、小金井市男女平等基本条例に基づき毎年度報告書を作成し、小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）へ審議資料として同報告書を提出しています。審議会は提出された報告書に関して男女平等社会の形成の観点から評価を行い、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるよう提言書にまとめ、市に提出しています。

2 審議の経過

審議会（第8期）は平成30年1月23日から令和2年1月22日の2年間に任期としています（任期前半の提言書は、平成31年2月18日提出済み。）。任期後半の平成31年1月23日からの審議には、（仮称）第6次男女共同参画行動計画（以下「次期計画」という。）に関する検討等が含まれることから、例年よりも開催回数を2回増やし審議にあたりました。

次期計画（案）策定に係る諮問について、令和元年7月25日に小金井市男女平等基本条例第27条に基づき、市長より審議会に対して諮問が行われました。本諮問を受けて、令和元年度及び令和2年度の2年間にわたり次期計画（案）に関する審議を開始し、令和3年2月頃に市長へ答申を行う予定です。

第5次小金井市男女共同参画行動計画（以下「計画」という。）に基づく平成30年度実績への評価及び報告書についてや、（仮称）男女平等推進センターのあり方等の検討も主な議題として審議しました。

3 平成30年度実績に対する評価及び報告書について

(1) 第5次男女共同参画行動計画について

（評価できる点）

全体的に相談対応や面談の実施が工夫され対応がスムーズになってきている状況や、周知や啓発活動に関しては、ハンドブック、ホームページやリーフレットの活用、そしてリニューアルなど、地道な活動の成果が表れてきています。また、男性限定の講座の実施や活動等の工夫がみられます。そして、重点施策に位置付けられてい

るにも関わらず、前年度は実施が見送られた事業について、見直しや東京都の助成金の活用により、多くの参加者を得て実施された事は評価できます。

(検討や改善を望む点)

過去に実施し既に課題が見つかったものが、引き続き平成30年度にも同様のことが記載されている事業がありました。今後の課題や推進の方向性について言及をお願いしたい。また、男女の参加割合に大きなずれがあった事業や受講者数が極端に少ない事業については、原因の分析や周知の方法、今後の課題ややり方等の検討を望みます。

活動内容周知のために公共の場でのポスター掲示や、小中学校はもちろんですが高校や大学にも周知拡大に努めてください。なお、今後はICT等も視野に入ってきますので、周知方法の検討を希望します。

そして、担当課の活動に加えて、他課との情報共有、相談窓口の体制、周知方法等、より効果的な連携の検討をお願いします。

(2) 推進状況調査報告書について

地域での子育て支援体制の充実に向けての事業では、効果や視点についての記述があり、そのことにより理解が深まりました。

報告の対象となる事業が沢山ありますが、期限内に全ての事業について実施・検討できている点は評価します。

「今後の課題や推進の方向性」について、「今後も同様に継続する」といった記述が多く見られます。すべての事業について、詳細な記述を求めることは難しいとは思いますが、少なくとも「重点施策」として位置付けられているものなどは、もう少し内容に踏み込んだ改善策が記述されるように望みます。

また、全体に記載が具体的になっていますが、数字や目に見える成果だけでなく、男女共同参画を推進できたか、また足りないところは何かという率直な感想も記載し、主催している人々がどのように感じたか、全体的な様子を見て皆に受けているかそうでないか等を記載し、そのうえで次年度どのように実施していくかについて記

載してほしいと考えます。

(3) 今後の事業評価について

- ・ 男女共同参画行動計画における重要度に応じた評価を行うためには、主要事業と関連事業を整理する必要があるのではないのでしょうか。現在の重点政策が主要事業として妥当かどうか、本計画にのみ位置付けられている事業がどれくらいあるのか、といった点を少しずつ調査・検討し、今後計画策定の参考としていくことも必要だと思えます。
- ・ 各事業担当課の評価と審議会委員との評価のずれが見受けられ、相対的に各事業課の自己評価が低いのではないかと思われまます。再度自己評価の目的や評価基準について改めて周知を図り、よりわかりやすい実績報告となるよう期待します。

4 (仮称) 男女平等推進センターのあり方について

小金井市では、豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、男女平等基本条例を制定し、同条例第22条において男女共同参画施策の取り組みを支援するための総合的な拠点施設について示しています。

そこで、(仮称) 男女平等推進センターは、男女共同参画施策に係る事業を促進するために、市民及び団体による活動への支援や、行政、市民、事業者、関係団体等が協力、連携して男女共同参画の課題に取り組んでいくための機能として位置づけることが適切と考えます。

第4次小金井市基本構想後期基本計画及び第5次小金井市男女共同参画行動計画では、男女共同参画を推進するための活動拠点として、(仮称) 男女平等推進センターの整備やあり方について検討することを求めてまいりました。

こうした背景を踏まえ、男女平等推進審議会（第8期）では、第5次小金井市男女共同参画行動計画に基づき、人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざしていくために「(仮称) 男女平等推進センターのあり方について」を議題とし、他の自治体におけるセンター機能等も参考にしながら審議を行いました。

(1) (仮称) 男女平等推進センターのあり方について

人権尊重とワーク・ライフ・バランスへの周知を図り、理解を促進

するため、男女共同参画を推進する環境整備が不可欠です。

① 目指すべき姿

男女共同参画施策を広く周知していくためには、子どもから大人まで幅広い世代や性別にかかわらず、気軽に利用しやすいデザインであることに加え、掲示物等については見やすく、わかりやすいものとする必要があります。また、多くの方に利用していただけるよう、施設内の雰囲気づくりへの工夫に加え、他の機能も併せ持つなどの付加価値をつけることも有効と考えます。

② 相談機能の充実

様々な悩みを抱える人が相談しやすい体制や、女性等の悩みに寄り添いながら安心して相談できる機能としていくことが重要です。そのためには、適切なサービスの担い手とネットワークの構築が必要です。

③ 利用者間の交流や連携

男女共同参画施策の拡充には、市民や団体等からのご助力をいただくことが欠かせません。利用者間の交流や連携、各種団体と市の事業との連携や情報提供等を行うため仕組みづくりに取り組むことが重要です。

(2) (仮称) 男女平等推進センターの機能について

ア 相談業務

- ① 専門相談（カウンセラー等）（予約制）
- ② 一般相談（日々の悩み事相談）
- ③ 相談しやすい雰囲気づくり

イ 学習や情報の収集及び提供

- ① 講座・講演会・イベント等の開催
- ② 男女共同参画関連図書や資料収集による情報提供
- ③ 男女共同参画関連の情報等を配架（情報誌等）

ウ 各種団体（地域団体やボランティア団体等）の活動支援

- ① 交流スペースでの自主的学習
- ② 様々な世代が利用できる施設の整備（授乳室、保育・キッズスペース等）
- ③ 団体相互の交流事業等の企画や協働の機会を支援

④ 市民や団体活動への育成・支援のための機能

エ 提案共同事業やグループ活動場所の提供

① 団体活動情報の掲示や展示コーナー等による情報交換場所の提供

② 男女共同参画関係団体や地域活動団体への支援や連携が図れる場所

5 その他審議について

その他として、主に以下の3点について審議しました。

- (1) 次期計画策定の参考資料とするため、小金井市男女平等に関する意識調査（令和元年10月）（以下「意識調査」という。）を市民及び職員を対象に実施しました。前回（平成27年実施）の意識調査以降、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行、多様性への理解促進やSNSの普及等社会状況が変化するなかで、市民や職員の男女平等意識を把握していくために調査項目や設問等について審議を行いました。
- (2) 平成30年4月から母子父子自立支援員兼婦人相談に関する職員体制が、専門性を有し複数対応が可能となる体制へ変更されました。これに伴い、相談支援の状況について計画推進状況報告や事務局から報告、担当課との意見交換等を行い状況の把握に努め、相談支援業務の向上につながるよう審議を行いました。DV等被害者への支援体制については、社会的な課題として取り組みが求められ、DV等防止の意識づくりの推進はもちろんです。困難をかかえた女性への相談支援や連携体制の充実に向けて取り組むことが必要です。
- (3) 現在市ではパートナーシップ制度の導入に向けて検討を進めています。審議会は、LGBTに総称される性的少数者への理解促進を図るために、本制度についての考え方等や方向性について意見を述べてきました。今後も、多様性を認め合えだれもが自分らしく生きることができる社会づくりに向けて、制度の検討や施策の取り組みを望みます。

6 終わりに

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランス」を基本理念に、3つの基本目標を定めています。この基本理念は第4次

小金井市男女共同参画行動計画においても同様の理念が継承され施策の推進が図られています。令和3年度から実施を予定する次期計画においても、今後の社会状況の変化やそれに伴う課題なども踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すための計画を策定していくことが必要と考えます。また、本年度実施した意識調査結果について年代別など詳細に分析し、現在の計画に、新たな視点なども加えながら検討されることを望みます。

そして、事業評価については、計画に位置付けられている各事業を、主要事業と関連事業といった枠組に整理する等より効果的な評価となるよう改善に努めることを期待します。

小金井市男女平等推進審議会（第8期）委員名簿

会 長	佐 藤 百 合 子
副会長	遠 座 知 恵
委 員	川 原 美 紀
	浦 野 知 美
	塩 原 真 一
	瀬 上 ゆ き
	濱 野 智 徳
	日 野 絵 里 子
	本 川 交
	松 本 千 穂

名簿は各五十音順